

マップー・石川遼選手コラボストラップを 限定販売します

町のイメージキャラクター「マップー」と、まつぶし夢大使「石川遼選手」がコラボレーションしたストラップを限定販売します。売上の一部は、町の社会福祉に役立てられますので、ぜひご購入ください！

- 販売時期／4月1日(月)～
- 販売価格／1,000円(税込)(数に限りがあります。)
- 販売場所／役場本庁舎1階ロビー「ポポ歩」、老人福祉センターふれあいセンターかがやき



のら猫を増やさないために 愛情はたっぷりと 責任はしっかりと



最近、人と猫のかかわりに関してトラブルとなるケースが増えています。

室内で飼育 しましょう

放し飼いの猫は、よその家の庭を汚したり、鳴き声で近隣へ迷惑をかけるだけでなく、交通事故や感染症など猫自身の危険もいっぱいあります。さらに、放し飼いによって自由な交配が行われるので、のら猫を増やすことにもなり、結果的に近隣へ迷惑をかけることにもなります。

身元表示を しましょう

猫の身元表示をすることにより、飼い主の責任をはっきりさせるだけでなく、猫が迷子になっても飼い主の連絡先が分かることによって、戻ってくる可能性もあります。

のら猫との つきあい方を 考えましょう

お腹をすかせた猫をみかねて、猫に餌を与える人がいます。その一方では、猫が集まるのを迷惑と感じる人もいて、近所のトラブルの原因となる場合があるのも事実です。飼い主のいない猫に餌をあげる方は、愛情と同じ責任を持ち「近隣の方々の理解を得て」から、次のルールを守って猫に接してください。

- ▶ 周辺住民に迷惑のかからぬ場所や時間で給餌する。
- ▶ 食事の後すぐに餌を片づけ、清掃する。
- ▶ 不妊、去勢手術を行う。
- ▶ 他人の土地や公園等の「ふん」も、給餌をした結果として片付ける。
- ▶ トイレのしつけをする。

動物にも「命」 があります

猫に限らず、ペットとして飼われていた動物を捨てる行為は、近隣の方が迷惑するだけでなく、犯罪行為になります。やむを得ず飼えなくなった場合は、自分で里親を探すなど飼い主としての責任を果たしてください。

■猫についての相談／埼玉県動物指導センター南支所 ☎048-855-0484